

平成23年12月19日

蓮舫 内閣府特命担当大臣(自殺対策) 様

自死遺族権利擁護研究会

座長 弁護士 杉浦 ひとみ

(連絡先) 弁護士 和泉 貴士

〒192-0046 東京都八王子市明神町 4-7-14 八王子 ONビル 8F

八王子合同法律事務所 電話 042-645-5151

(賛同団体)

絆ネットワーク

NPO法人 グリーフケア・サポートプラザ

NPO法人 ジェントルハートプロジェクト

自死遺族ケア団体全国ネット

NPO 法人 Serenity

全国学校事故・事件を語る会

NPO 法人 日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン(JUST)

(賛同者・個人)

秋山 健司 (弁護士)

アルフォンス・デーケン (上智大学名誉教授、生と死を考える会全国協議会名誉会長)

和泉 貴士 (弁護士)

宇都宮 健児 (弁護士、反貧困ネットワーク代表)

生越 照幸 (弁護士)

小野 通子 (弁護士)

斎藤 學 (医療法人社団學風会さいとうクリニック理事長、家族機能研究所代表、精神科医)

杉浦 ひとみ (弁護士)

瀬戸 光 (東京慈恵会医科大学青戸病院、精神科医)

晴波 雄太 (弁護士)

平山 正實 (聖学院大学大学院教授、北千住旭クリニック院長)

本多 良男 (全国クレジットサラ金被害者連絡協議会事務局長)

(五十音順)

### **自殺総合対策大綱に関する要望書**

#### **はじめに**

この要望書は、平成24年に予定されている自殺総合対策大綱(以下、「大綱」)の改正に際して、自死遺族(自殺者の親族等)への支援に関し、精神保健的観点からのみならず、社会の無理解や偏見是正のための啓蒙・啓発も含め、総合的支援として取り組むことを、大綱に盛り込んで頂く様、要請するものです。(なお要望内容は、内閣府自殺対策推進室村木室長様宛の平成23年10月5日付要望書と同一です。)

## 要望の趣旨

身近な人との死別は誰にとっても人生のおそらく最も苦しい体験です。特に自殺の場合、多くの遺族は、突然の死による衝撃と悲嘆に加え、止められなかったことへの自責と悔恨の念に苛まれます。その上、社会の無理解、偏見、差別により不利益や精神的苦痛を受けてしまう現状があります。このことが遺族の心身の健康や社会との係りを阻害する要因ともなることも少なくありません。また不当と言わざるを得ない賠償請求の増加など、基本法制定時には想定されていなかったことも顕在しています。残念なことに、このような遺族の状況や苦しみは、社会であまり知られていません。<sup>1</sup>

このような遺族への支援に関し、大綱では、3. 3) 事後対応として、『不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等他の人に与える影響を最小限とし、新たな自殺を防ぐこと』、また8. 遺された人の苦痛を和らげるとして、『自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケアを行うこと』が掲げられました。

傷ついた遺族への精神的支援はなによりも大切なことは、言を待ちません。しかしながら、遺族を「自殺防止」と「ケア」の対象との視点から捉えた取り組みだけではなく、無理解や偏見による社会の圧力など遺族の喪の作業を阻害する要素を是正していくことも含めた、総合的な支援に取り組んで頂くことを、私たちは切望致します。<sup>2</sup>

自殺対策基本法は、その目的を、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図る」と規定しています(基本法第1条)。遺族支援に関し、総合的な取り組みを行う旨を、大綱で明確にして頂きますようお願い申し上げます。

## 具体的な要望内容

自死遺族(自殺者の親族等)への支援に関し、次の内容を大綱に盛り込んで頂く様、要望致します。

- 1) 遺族支援の中に、「自殺、及び自殺で亡くなった方と遺族への無理解、偏見・差別の是正を図るための、国民への啓蒙・啓発に取り組む。」ことを記載

(ご説明)

大綱の中で、「自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていく取組が重要である。」と定められたことは、自殺防止に関する普及啓発という点で、大いに意義のあったものと考えます。

---

<sup>1</sup> 自死遺族と病死・事故死の遺族とは、身近な人の死という共通点はあるが、自殺に対する偏見ゆえに自死遺族は体験を語りづらい状況がある。自死遺族が親族、医療関係者、地域、社会等との関係から、自らの体験を語れない状況がある。このように、多くの遺族の社会的な孤立があるが、このことについて、国民の理解が不足している。

(厚生労働省 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会 議論のまとめ より抜粋)

<sup>2</sup> 自殺者親族等のおかれた状況や心理、…自殺者親族等への偏見の除去や自殺者親族等のケアについての理解を深めるための一般国民向けの普及啓発が不十分である。

(厚生労働省 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会 報告書(平成20年3月)より抜粋)

遺族支援の面においても、自殺に対する正しい知識の普及啓発に加え、遺族の置かれた状況や痛み、無理解や偏見に曝される苦しみについて、広く国民に理解してもらえる様な、健全な啓蒙・啓発に取り組むことが大切と考えます。国と自治体が行っている、人権擁護の啓蒙・啓発活動の中にこの点を加えて頂くことも、お願いしたいと思います。「人がその死のあり方によって差別されることのない社会」、遺族の人権が等しく保障されるための健全な啓蒙・啓蒙への取り組みを是非ともお願い致します。大綱の中でこの点を明記することは、きわめて重要な一歩と考えます。

自殺は、「語れない死」と言われることもありますが、遺族が体験を語りづらい状況は、自殺に関する適切な知識、理解を国民が得ることを阻む要因ともなっているものと思われます。啓蒙・啓発により、遺族の置かれた状況とその経験が社会で共有されることは、自殺予防の促進にもつながるものと、私たちは考えます。

## 2) 遺族支援の中に、「偏見・差別の実態も含め、遺族を取り巻く社会的状況について調査を行う。」ことを記載

(ご説明)

大綱には、『自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査研究を進める。』ことが掲げられています。また基本法では『親族等の名誉及び生活の平穩への配慮』もうたわれています。

不当な賠償請求の増加、インターネットにおける事故物件紹介サイトの登場など、基本法制定時には想定されていなかった事態に加え、「自殺は、本人の意思に基づく個人的な問題」と考えられていた時代に定まった制度や慣行には、遺族を苦しめるとともに、社会の偏見を助長する側面を持つものも残っているのではないかと懸念いたします。

遺族を苦しめるこれらの社会的要因について、国として実態の調査をお願いしたいと考えます。また公正な対応策検討の前提として、必要に応じ主要諸国での対処状況等の調査も合わせてお願いしたいと思ひます。

## 3) 「単に精神保健的観点からのみならず、総合的な遺族支援を図る。」旨の記載

(ご説明)

わが国において社会的な偏見が根強く残る中、家族が亡くなった理由を公にしていない遺族も少なくありません。大切な人の突然の死による衝撃と悲嘆、耐え難いほどの心的ストレスに、プライバシーが守られないのではないかという不安も加わり、遺族にとって、行政サービスが利用しづらいものとなることしばしばです。この様な、遺族の置かれている状況に配慮した行政サービスの提供を、お願いしたいと考えます。

自殺対策基本法は、第2条(基本理念)2項で、「自殺対策は、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。」と規定しています。

遺族支援が、「精神的ケア」に留まるものでないことを明確にし、これを周知するために、この内容を大綱に盛り込んで頂きたいと考えます。

以上

## 「大綱見直しに関する要望書」ご説明資料

### A 「自殺」及び「遺族」に対する無理解、偏見・差別の実例とこれにより生じる問題の例

愛するものを自殺で失った場合にこうむるストレスは破壊的レベル—強制収容所暮らしを経験するのにほぼ匹敵する—に達するとされています(米国精神医学協会「精神障害の診断例と統計学的に見た発症の原因」より)。遺族がこのような衝撃と悲嘆にくれる中、自殺した本人や遺された遺族に対する、「根強い無理解と偏見」が、遺族の苦しみを増しています。

#### (無理解な周囲の発言、偏見)

「元気を出して」「早く忘れなさい」「あなたひとりが苦しいわけではないのよ」

「もう一人、お子さんを作ったらどうですか」「配偶者が、健在であるだけでもよかったですね」

「もう年数も経つし、そろそろ前向きにがんばってみたら」とかけられる言葉が好意からであっても辛い。

「自殺を口にする人は自殺しない」「命を粗末にしている」「死ぬ元気があるなら生きられる」

「縁起が悪い」「死ぬ勇気があるのなら何でもできたはず」

「自殺するのは心の弱い人だ」「恥ずべきことだ」「最も身勝手な行為の1つだ」

「弱い人が逃避の手段として死んでいく、卑怯だ」「死にたい人は勝手に死ねばよい」

「自殺するやつは会社の屑だ」

「育て方に問題があったのではないか」「家庭に愛情と思いやりがあれば防げたのではないか」

「家族は、なぜ気付かなかったのか」「あなたが殺したのも同然よ」

「愛情を持って相手の言葉に耳を傾ければ自殺しようとしていた人を止めることができるはず」と言われた時、心に刃を刺されたような身の置き所のない思いに襲われた。

「あの家は精神的病の家系だから自死者が出たのだ」、と陰で言いふらされることもある

#### (宗教者関係など)

- ・ 遺族が通夜や葬儀の法話で僧侶から、「命を粗末にしたら人間は浮かばれない」「自殺は許されないことだから地獄に落ちる」と言われたといった例。
- ・ 葬儀の際「いのちの尊さを伝える」との回答が相当数ある。(浄土真宗の僧侶へのアンケート結果)
- ・ 自殺は神の意思に反した罪であって、自殺者の葬儀はできないとの理由から断られた。
- ・ 『教会は、..これまで自殺者に対して、冷たく、裁き手として振る舞い、差別を助長してきました。今その事実を認め、わたしたちは深く反省します。』 (日本カトリック司教団公式メッセージ 2001 より)

#### (詐欺まがいの請求など)

- ・ 葬儀関係: ひどい業者だと通常10万円くらいの遺体の処置代に対して、自殺だからと何かと理由をつけて加算し、50万円くらいに吊り上げることもある。
- ・ グリーフ詐欺
- ・ 「業の深い死に方をしているから、いっぱい供養しないといけない」と葬儀の際、僧侶から言われた。

(遺族への偏見と人権の侵害)

- ・「自殺防止の観点からも(遺族への)ペナルティは存在するべきです。」
- ・「自殺の原因が遺族なら自業自得」
- ・「残された遺族の精神的、経済的、社会的な負担、悲痛、そうしたさまざまな心配が自殺を思い止まらせている。」
- ・「自殺者を出すような家の家族」「すさんだ家庭」
- ・親の自殺の際、教師が生徒にクラス(教室)で謝罪させた。
- ・不当な中傷や攻撃、差別。婚姻や就職への支障など。

(自殺防止活動に携わって)

「保健師なのになぜ防げなかったのか」といわれショックを受けた。

「自殺は防ぐことができる」と研修会や会議で聞くと、自責感が強まり落ち込むこともあった。

(遺族への影響)

- ・「同じ死なのに、病死や事故死と自死とではどうしてこれほど扱いが違うのか」という嘆きは共通です。
- ・「忌まわしいもの」としてとらえられ、「公認されない死」「語れない死」とも言われる状況が生じています。
- ・自死遺族と病死・事故死の遺族とは、身近な人の死という共通点はあるが、自殺に対する偏見ゆえに自死遺族は体験を語りづらい状況がある。
- ・悲嘆を語ることの困難さから、遺族の心身の不調や支障をたらすことも多く、また絶望の末に、あとを追おうとする人も少なくありません。

〔出典〕

- 第8回自殺対策推進会議(内閣府)報告資料  
自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会 議論のまとめ (厚生労働省)  
「自殺のコスト」 雨宮処凜 株式会社太田出版 2002年  
「自殺した子どもの親たち」 若林一美 (ちいさな風の会主催者) 青弓社 2003年  
「自殺する私をどうか止めて」 西原由記子 角川書店 2003年  
「自ら逝ったあなた、遺された私 家族の自死と向きあう」  
グリーケア・サポートプラザ編 朝日新聞社刊 2004年  
「自殺で家族を亡くして」 全国自死遺族総合支援センター編 三省堂 2008年  
「封印された死と自死遺族の社会的支援」 現代のエスプリ 至文堂 2009  
「自殺危機とそのケア」 斎藤友紀雄 2009年  
ちいさな風の会 20周年によせて  
自死、遺された人たち(2)～求められる宗教者の役割～ 教学伝道研究センター「別離の悲しみを考える会」  
浄土真宗本願寺派「宗報」  
(財)大阪府人権協会 HP、他 HP 掲載情報  
自死遺族権利擁護研究会における遺族の報告  
新聞報道 など

## B 制度の不備もしくは理不尽な社会慣行が遺族を苦しめている例

### 1) 自殺への偏見が制度の不備、社会慣行により助長されている代表例

#### ① 賃貸住宅内で自殺者が発生した場合の遺族(相続人、連帯保証人)への損害賠償請求

##### 過剰な請求の例

- ・ ベランダで自殺にした事例で、部屋の中には損耗がないにもかかわらず、フローリング、壁紙、キッチンに入れ替え、玄関の改修などを行い、その費用として、約4百万円を請求した事例
- ・ 築30年以上を経過した一軒屋の中の自殺で、損耗と関係のない床下の配管工事まで含めた改修費用として約5百万円を請求した事例
- ・ 浴室での一酸化炭素自殺の事例において、部屋には損耗がないにも関わらず改修費用5百万円を請求  
自死に対する偏見により、物件内に物理的な損耗が存在しないにもかかわらず、主観的な嫌悪感などから過大な改修による、請求が行われています。<sup>1</sup>

##### 賃貸住宅の家賃補償請求の例

遺族が相続人であったり、連帯保証人になっている場合、家賃減収分について遺族(保証人)が補償すべきとオーナー側が主張・請求するケースが近年増加しています。〔新聞報道参照〕

中には、不動産管理会社が不安をあまり(土地の価値が下がるとか)、不動産オーナーが知らないまま、不動産管理会社が勝手に法外な金額(5千万円)を請求していたとの報告もあります。

家族を自死により喪った悲しみと精神的ダメージが深い中で過大な請求を受け、賃貸人側からの強硬な請求に対して抵抗できずに支払ってしまう例、遺族自身が世間に対して申し訳ないと感じてしまい支払いに応じてしまう例、なども少なくありません。

賃貸住宅の損害賠償請求は、「賃借人には、賃貸借契約に基づき、不動産の市場価値を毀損する『自殺』という行為を回避する義務(善管注意義務)がある。」、従い「賃借人の自殺は、賃借人による賃貸借契約違反である。」とのクレームに基づき、遺族に対して損害賠償請求が行われているものです。<sup>2</sup> このような請求を認めることは、自殺に対する偏見を容認、助長するだけでなく、故人の尊厳を侵すもので問題であると考えます。

(補足) 過去あまり例のみられなかった賃貸住宅の損害賠償請求事件が近年増加しています。全国的に賃貸住宅に空き家が増えてきていることも一因ではないかと推察されます。

(補足意見) 保険加入促進等により、社会全体での負担を回す必要があるのではないかと考えます。

#### ② 自殺に伴う不動産物件の過剰な告知慣行 (この資料では、説明を省略します)

#### ③ インターネットにおける事故物件紹介サイトの登場

(例) <http://www.oshimaland.co.jp/> 大島てる(全国の事故物件情報。自殺、殺人、火災死等)一方で、事故物件処理をうたう、不動産業者も多数存在しています。

(補足) プライバシーの観点から問題があるとともに、社会的偏見を助長しています。

<sup>1</sup> 原状回復をめぐるトラブルとガイドラインについての意見書(平成23年7月15日) 自死遺族支援弁護団ほか賛同団体

<sup>2</sup> いわゆる「心理的瑕疵」とのクレームに基づく賃貸住宅損害賠償請求の問題は、英、米、独、仏など主要諸国においては生じていないとのことです。日本の状況を是正する必要があると考えます。

## 2) 制度上の不備の代表例 ～ 当然限定相続制度の未整備

「親や夫の借金を、子どもや妻が返済する義務はない。」これは現代社会の基本ルールです。しかし、わが国では、故人の負債(借金、連帯保証、損害賠償債務など)が資産を上回り、相続財産がマイナス(負の遺産)のときであっても、熟慮期間中に「相続放棄」の手続きをとらないと、このマイナスの債務を負担する責任が遺族(法定相続人)に生じます<sup>3</sup>。熟慮期間は原則3ヶ月と短期間です。このため東日本大震災では被災地において熟慮期間を延長する特別措置が行われました。

「相続放棄」に関連して、様々な困難が多くの自死遺族に生じています。

- ・「相続放棄」を知らずに、支払う義務のない多額の借金を返済した例
- ・相談窓口や法律家に相談したが、『相続放棄』についての説明がなかったため、時機を逸して(3ヶ月が徒過して)相続放棄できなかった例
- ・逆に、不安な心情から慌てて相続放棄をしてしまい、重要な請求権を失ってしまった例
- ・相続放棄熟慮期間満了直前に、債務の支払い請求、損害賠償請求などが行われる例も数多く報告されています。

(自死遺族に多くの困難が生じる背景)

遺族の場合、熟慮期間中に適切な相続放棄手続きを取ることができないケースが多く見られる理由として、次の様な背景があると考えられます。

- ・精神的なダメージが深く、その回復が長期にわたること。この結果、社会生活にも長期にわたって影響出ることも少なくないこと。
- ・自殺で亡くなったことを周囲の人に話せずに一人で苦しみ、地域・社会から孤立してしまっている遺族が多く、適切な相談機関にアクセスできないこと。
- ・折角相談しても、行政の相談窓口や弁護士等から適切なアドバイス・支援が受けられなかったという例が少なくないこと。

(諸外国の制度)

英国では、既に13世紀から相続人の法律上の債務についての責任は、遺産の総額の範囲内とされており、近代相続法においては、「相続財産を超えて相続人が責任を負うことはない＝当然限定相続」が原則と考えられます<sup>4</sup>。現在世界の主要諸国の大多数でこの原則が採用されており、わが国のように熟慮期間(原則3ヶ月)を過ぎると単純承認とみなされ、遺族(相続人)に相続遺産の額を超える支払義務が生じてしまう制度は、当研究会で確認の限り(歴史的経緯から日本に類似の法制を持つ韓国を除き)、海外諸国には存在しません。(調査対象国：英米法、ドイツ、フランス、スイス、ロシア、中国<sup>5</sup>、

<sup>3</sup> 日本でも限定承認の制度がありますが、あまり利用されていないのが現状です。

「(限定承認は)合理的な制度であるにもかかわらず、実際にはあまり使われていない。(2000年に746件)利用が少ない理由は、手続の面倒さにある。」(民法IV〔補訂版〕親族・相続 内田 貴 P451)

<sup>4</sup> 民法典編纂当時の論争でみたとおり、家族制度的相続法においては、限定承認は例外的制度としてとどまらざるをえなかった。しかるに現行法は、家族制度を廃し、相続を純然たる財産相続としたのであるから、財産関係における個人責任主義を導入して、限定承認を本則とすべきではなかったか。果して、この点については、近代的相続法においては、ドイツ・フランス等のように、限定承認を原則とすべきであるとする学説が、相次いで現れている。(新版注釈民法 相続(2) P499)

<sup>5</sup> 中国には「父の債務を息子が弁済せよ」「夫の債務を妻が弁済せよ」という伝統的な考え方が存在した。この封建的な習慣から相続人を救済し、保護するための法的手段が限定相続原則であるとされている。

韓国<sup>6</sup>、台湾、フィリピン、ベトナム、タイ、インドネシア、ブラジル、エジプト、シリア、チュニジア)

(制度見直しの必要性)

そもそも専門家でさえ適切なアドバイスができない場合のある「相続放棄」手続きについて、一般の国民が十分理解しているとは、とても考えられないのが現状ではないでしょうか。国民が熟慮期間中の手続きを怠った場合、その責任(相続財産の額を超える債務の支払い義務)が全て本人(相続人)に生じるとする現在のわが国の制度には問題が多いと考えられます。

家庭裁判所への「相続放棄」申請数は、近年大幅増加の傾向にあり、平成22年度は16万余りでした<sup>7</sup>。民法が編纂された明治時代と異なり、今の社会では、クレジット、各種ローン、連帯保証などにより、多重債務も発生し易い社会環境になっています。相続放棄手続きを取ることができなかったことによる悲劇も、自死遺族に限らず、多くの国民の間で起きているものと考えられます。現状の調査、把握と制度改善も含めた適切な対応が望まれます。

3) 遺族を苦しめる制度・慣行の不備(その他の例)

(1) 生命保険関係

- ① 商法第680条 (『被保険者が自殺、決闘その他犯罪又は死刑の執行に因りて死亡したるとき』)が旧来のままとなっていること。

(補足) 生命保険には、約款が設けられています。約款所定の免責期間経過後は、支払いの対象となることが、最高裁判決でも示されています。この商法条文は不要であるばかりでなく、旧来の認識で「自殺」を捉え、犯罪行為と同列に置いたままになっており、国民の誤解を招く不適切な記載となっているのではないでしょうか。

- ② 住宅ローン借り換え時に、団体信用生命保険(契約者・死亡保険金受取人＝銀行)が新規契約扱いとなり、自殺免責(契約より1年間)が適用され、ローン会社から一括支払い請求される事態が生じていること。

(補足) この様な場合まで、一律免責の対象とするのは極めて理不尽ではないでしょうか。

- ③ 「精神疾患等の場合には、自殺免責は、適用されないことがある」旨が保険約款に記載されていない場合が多いこと。

(補足) 現状、記載のある保険会社と無い保険会があります。記載がないため現場、遺族が誤解する例も。

(2) 健康保険等の適用除外

自殺(含、未遂)の場合、健康保険が適用除外となり、高額な医療費が発生する問題。

- ・借金苦で自殺を図り意識不明で入院中の長男を母親が刺殺(2010年4月報道)
- ・救急車で搬送された際、病院で、健康保険が適用になるかどうか、健康保険組合への確認を求められて大変辛い思いをしたとの遺族の声があります

(補足) 厚労省から、「精神疾患に当たると認めることができる場合には、保険対象とすることができる」旨、健康保険組合等に通達が出ていますが、健康保険法の『被保険者の故意による場合は給付を行わない』との規定はそのまま、明確でない部分が残されていることから、上記の様な問題は解決していません。

<sup>6</sup> 韓国では、2002年の民法一部改正により、特別限定承認制度(単純承認したか単純承認とみなされた後であっても、限定承認ができる制度)が創設された。

<sup>7</sup> 1970年代から80年代を通じて概ね5万件未満であった申請数は、90年を境に増加に転じ、近年16万件を越えています。



(3) 検案料の遺族への請求

病院へ駆けつけた遺族に、検案料(数万円～20万円)が請求される地域があります。支払わなければ死亡届が出せず葬儀ができません。犯罪防止など公益目的で実施されている検案の費用が、遺族に請求されているのは問題だと考えます。

(補足) 検案料は、遺体の死因を明らかにするために医師に支払う費用。犯罪被害の場合は、無償。地域によって遺族の負担額はばらばらになっています。一部地域では20万円の請求を受けた例も。東京都の場合は自己負担なし。「検案は犯罪死の見逃し防止という公益を目的としており、改善が必要」との認識は関係省庁にもありますが、現在まで是正されないままになっています。

(注) 過労自殺、いじめ、医療過誤などの問題も重要ですが、この資料には含めておりません。

4) 遺族の置かれている状況

この様な様々な問題に直面した遺族が、泣き寝入りになってしまっている例、行政の相談窓口や弁護士に折角相談しても、適切なアドバイス・支援が受けられなかったという例が少なくありません。

その背景として、次の様な状況があげられます。

- ・ 自殺で亡くなったことを周囲の人に話せずに一人で苦しみ、地域・社会から孤立してしまっている遺族が多く、適切な相談機関にアクセスできていない。自責の念が強いことや、死因が知れることの恐れる余り、必要な手続きを取ることを躊躇してしまうケースも少なくないこと。
- ・ 一般の相談窓口での対応者(含、行政、弁護士など)に、遺族の置かれている状況への理解、配慮が十分でないこと。

以上